

## 「宇佐市人権施策実施計画」に関するパブリックコメント結果概要

「宇佐市人権施策実施計画」については、基本計画に示した8つの分野別施策に基づき、「共生社会の実現」と「人権文化の構築」による「人権尊重社会」を実現するために、具体的な取組を明確にしていますが、計画策定から5年が経過しようとしており、人権を取り巻く状況も変化していることから、「宇佐市人権施策実施計画」の改定を予定しています。

宇佐市部落差別撤廃・人権擁護に関する審議会で、各人権施策の見直しを行ったうえで、実施計画（案）を市民の皆さんに広くお知らせするとともに、今後実施する計画の中で可能な限り反映していきたいと考え、下記の日程によりパブリックコメントを実施しました。

### 1. パブリックコメント実施状況

(1) 意見の提出期間：令和5年1月9日（月）～1月22日（日）

(2) 閲覧方法

①市ホームページ掲載

②市の施設5箇所に備えおき

・本庁 人権啓発・部落差別解消推進課、安心院支所地域振興課、院内支所地域振興課  
宇佐市隣保館、宇佐市民図書館

(3) 意見提出方法

①各閲覧場所に設置した意見箱へ投入

②宇佐市ホームページのLOGOフォーム

③郵送

④FAX

(4) 周知方法

①市ホームページ掲載

②各閲覧場所に表示

### 2. パブリックコメント実施結果

(1) ご意見の件数（人数）：4件（2人）

(2) ご意見の提出方法：FAX 2通

### 3. いただいたご意見と市の考え方

No	ご意見
1	<p>今日、部落（同和）問題は、政治、社会、経済、教育、文化などのあらゆる分野において「部落」を理由とした差別の実態は皆無に等しく基本的に解決したといえます。よって行政が「法」の周知の強化を計画に入れることは、行政自体が「差別の拡大と固定化」の片棒を担ぐことになり、この個所は削除すべきです。</p>
	<p><b>市の考え方</b></p>
	<p>「部落差別解消推進法」制定の背景には、残念ながら、今なお、結婚の際の身元調査や就職試験で本人の能力や適性に関係のない質問をするといった事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しており、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている状況があります。</p> <p>こうした差別や偏見に基づく行為の解消のためには、法施行の背景等も含めた啓発及び教育が果たす役割は大きいと考えています。</p> <p>部落差別（同和）問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざすためにも、「部落差別解消推進法」の周知徹底は必要と考えています。</p>
2	<p><b>ご意見</b></p>
	<p>市の実施している同和問題に関する「市民意識調査」は、同和（部落）の存在を前提としたものであり、これは、議会での「宇佐市には『同和地区』は存在しない」と答弁したと相反するもので、議会軽視も甚だしいと言わざるを得ない。</p> <p>「市民意識調査」は、同和（部落）の存在を前提としており、「宇佐市には「同和地区」は存在しない」との議会での答弁内容に相反するものです。</p>
	<p><b>市の考え方</b></p>
<p>同和対策事業特別措置法の終了に伴い、法上の地区指定としての被差別部落というのは、現在は存在していませんが、本市においても、実際に相談が寄せられており、いまだ部落差別の意識は無くなっておらず、部落差別は現実に存在する人権問題と考えています。</p> <p>「市民意識調査」の設問については、次回の調査時に見直しを検討します。</p>	

3	<b>ご意見</b>
	<p>差別意識の有無やその程度を問う意識調査の項目は、市民の直接体験を問うものでなく、第三者の内心を問うものであり、この設問自体、非科学的であり、今後の行政の根拠にすることは適切でないこと。</p> <p>また、意識調査での「結婚問題」の設問は、婚姻成立が「両性の合意のみ」と憲法 34 条で定められており、当該者の意に反し、婚姻の阻害要因となる「一切の他者の介入や干渉・関与」を排除しています。こうした憲法の規定と精神を蹂躪する「意識調査」を根拠とした記述は削除すること。</p> <p>さらに、住宅地の選択を問う設問では「同和地区」があたかも忌避意識の対象として設定されており、憲法第 22 条では居住・移転の自由の定めにも抵触するものであるため、この設問の回答を根拠とした記述は削除すること。</p> <p>なお、意識調査の継続の正当性を経年変化の把握のためとしているが、2016 年（平成 28 年）12 月に成立した法の附帯決議には「新たな差別を生むことのないよう留意する」とあり、この立場を遵守しようとするなら、少なくとも上記の設問の設定は「経年変化の把握」という理由で正当化されるものではないということも申し添えておきます。</p> <p>以上、計画の 12 ページから 17 ページ迄全面削除することを提案します。</p>
4	<b>市の考え方</b>
	<p>市民意識調査につきましては、市民の人権に関する意識や関心、具体的な施策のニーズ、人権施策全般に関する状況や前回調査との比較による市民意識の変化等を把握し、今後の人権施策の推進に向け、より効果的な方策を検討するための基礎資料を得ることを目的に 5 年おきに実施しています。</p> <p>意識調査の項目の中には、内心を問う項目もありますが、心理的な面では未だに差別意識が残っていることによって、様々な差別事象が起きることが考えられるため、その結果を施策に関連づけていくことは重要だと考えています。</p> <p>また、意識調査の項目については、「これまで平成 11 年、平成 24 年に実施した結果との推移を見る」ということで行ってきているもので、今後も継続していく必要があると考えていますが、次回以降においては設問内容等については、再度精査することとします。</p>
4	<b>ご意見</b>
	<p>基本的人権は、自由権・平等権や「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」</p> <p>「教育を受ける権利」「勤労の権利」「勤労者の団結する権利」（社会的基本権）など広汎で豊かな内容を含んでいます。これらの豊かな人権内容の教育・啓発は、主権者としての権利意識を高め、お互いの人権を尊重する精神を醸成し、民主的な地域社会づくりに寄与すると思えます。</p> <p>しかし、本計画は人権を差別に関することに狭めています。しかも「部落差別をはじめとするあらゆる差別、人権問題に対する人権教育・啓発の必要性」と部落差別を中心にした計画となっています。</p> <p>2002 年 3 月、特別な対策を必要とする差別はなくなったとして同和問題の特別対策の法は失効しました。</p> <p>例えば、2017 年度、大阪府の人権相談のうち「同和問題」の相談件数は 30 件（全相談件数の 4.3%）、大阪市の場合、2021 年度「同和問題」の相談件数は 13 件（全相談件数の 0.4%）です。山口県の全市町は、「部落」（同和地区）「部落関係住民」</p>

	<p>(同和関係住民)は存在しないと表明しています。</p> <p>したがって、基本的には解決したと言える部落問題を柱に捉えるこの計画を全面的に変えることを求めます。</p> <p>特に、12ページの「宇佐市人権・部落差別解消教育研究協議会と連携し、……学校における部落差別問題をなくす教育のさらなる充実を図り」と書かれていることは絶対に実施すべきではありません。公教育の中に特定の運動団体の考え方を持ち込むことは、教育の中立性を侵害するものだからです。</p> <p>宇佐市（日本）において、緊急に解決しなければならない人権問題はたくさんあります。例えば、男女の賃金格差は、OECD諸国の中で、世界ワースト2位です。ジェンダー平等は、最重要課題の一つです。また、4割が低賃金で働く非正規雇用であり、労働者の生存権が著しく侵害されている現実を直視することも重要です。非正規雇用の問題は、宇佐市役所も例外ではないと思います。第4次人権施策計画案は、これらの今日的人権課題を見据えて、広汎な人権が尊重されるまちづくりを推進する内容となっておりません。1、2ページの趣旨や計画を含め再考することを強く求めます。</p> <p>最後に、本件について審議する会が、男女平等の観点から構成される会となるよう努力することを求めます。また、パブリックコメントを行うにあたっては、市報などで広く知らせることが必要ではないでしょうか。</p>
4	<p><b>市の考え方</b></p>
	<p>同和对策事業特別措置法の施行により、生活環境面をはじめ様々な面で存在していた格差は改善され、生活環境の厳しさが差別を助長するといった状況は変化してきましたが、心理的差別の解消という面では依然として課題が残されています。</p> <p>このような経緯を踏まえ、財政上の特別措置について定めた法律はなくなった後も、部落差別（同和）問題の解決に向けた取り組みは、引き続き重要施策の一つと捉えて取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、本市では、宇佐市総合計画において、すべての人が自らの尊厳について認識し、多様な価値観と生き方を認め合う人権尊重社会の実現に向けて、宇佐市人権施策基本計画及び実施計画に基づき、すべての市民の人権擁護思想を醸成するため、啓発・学習活動の充実や社会環境の改善に取り組むとしています。</p> <p>そして、基本計画の中で示した8つの分野別施策に基づき、部落差別（同和）問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等へのあらゆる人権侵害をなくすことを目的に、具体的に推進するための「人権施策実施計画」を策定し、人権尊重社会を実現するために取り組んでいます。</p> <p>今後も、広汎な人権が尊重されるように、市が抱える様々な課題についての人権施策に取り組んでいく考えでありますのでご理解をお願いします。</p> <p>なお、今回のパブリックコメントについては、市ホームページおよび各閲覧場所での表示で実施しましたが、今後は、市報掲載等のよりよい周知方法を検討します。</p>